

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 19 日

奈良市長 殿

提出者

住所 奈良市右京1丁目3番地の3

医療法人 新生会

氏名 総合病院 高の原中央病院

理事長 齊藤 正幸

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0742-71-1030



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人 新生会 総合病院 高の原中央病院
事業場の所在地	奈良市右京1丁目3番地の3
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	（日本標準産業分類の区分を記入すること） P83 医療業
②事業の規模	（業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること） 令和5年度 249床
③従業員数	550 人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業者：高の原中央病院 ↓ 収集運搬業者：株式会社近畿クリーンサービス ↓ 処分業者：株式会社京都環境保全公社 ↓ 最終処分場：株式会社京都環境保全公社

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

1. 病院管理体制  
 院長 → 事務長 (感染性廃棄物管理担当者)  
 ① 感染性廃棄物管理担当者 事務長  
 ② 現場担当者 奥村 雅俊

2. 緊急時連絡網  
 感染性廃棄物管理担当者 → 現場担当者 → 管理業者 → 収集運搬・処理  
 経営企画課長 奥村雅俊 ワタキューセイモア (株) (株) クリーンサービス近畿  
 担当: 奥村 雅則 (株) 京都環境保全公社

3. 委託処理 (収集運搬・処理)  
 管理委託: ワタキューセイモア (株) 近畿支店 メディポートシステム課 0774-82-4949  
 収集運搬: (株) クリーンサービス近畿 0736-73-3607  
 処理: (株) 京都環境保全公社 075-622-8080

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 ( 5 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	70.80 t	t
	(これまでに実施した取組)  感染性処理マニュアルを用いて、感染性廃棄物と産業廃棄物の適切な分別と廃棄方法の指導。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	65.00 t	t
	(今後実施する予定の取組)  「廃棄物処理マニュアル」の周知徹底を行い、適切な廃棄物の分別の制度を高める。また、再利用可能な製品への切替について、院内での検討を行い可能なものから切替を進めていきたい。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  「廃棄物処理マニュアル」を基に、感染性廃棄物の分別を徹底することにより、適切な廃棄に取り組んでいる。
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  廃棄物処理マニュアルの周知徹底
② 計画	

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	70.8 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	70.8 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<p>感染性処理マニュアルを用いて、感染性廃棄物と産業廃棄物の適切な分別と廃棄方法の指導。</p>			

② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	65	t
	優良認定処理業者への処理委託量	65	t
	再生利用業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t
	(今後実施する予定の取組)		
	感染性マニュアルの周知徹底。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	70.8	t
	(今後実施する予定の取組)		
	JWNET（日本産業廃棄物処理振興センター）による電子マニフェストの運用。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請工事完成高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項のすべてを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「-」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。